

# 桂坂さくら地区地区計画

## 【区域の整備・開発及び保全の方針】

### ○地区計画の目標

当地区は、京都西山三麗に位置し、南斜面地の特性を生かした定住性の高い良好な住宅地開発が行われています。京都市の郊外住宅地として、周辺の自然環境・景観と調和のとれた計画的で魅力的な居住環境の形成・誘導を図ることを本地区の地区計画の目標とします。

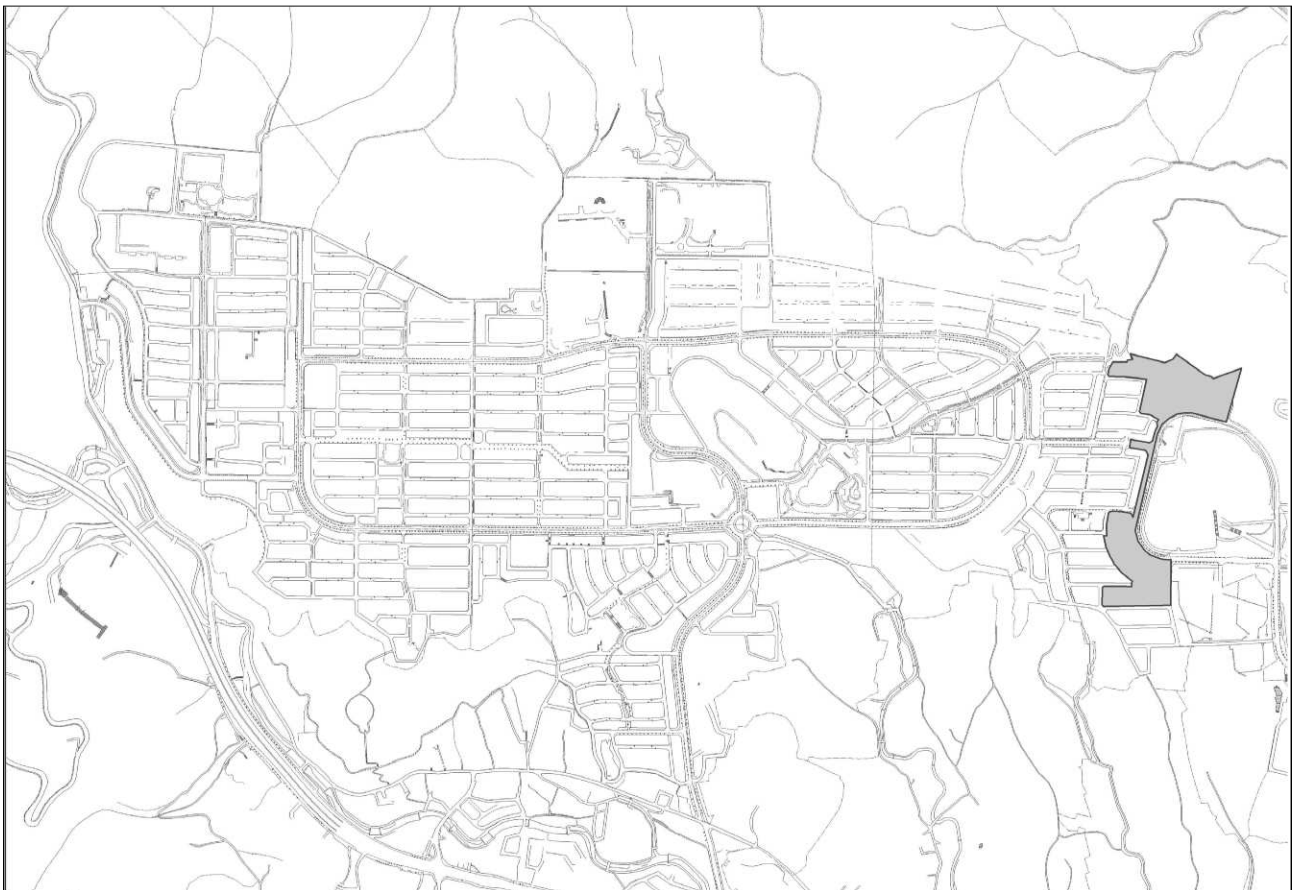
### ○土地利用の方針

低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、道路や公園の整備を図り、快適で良好な居住環境を形成します。

### ○建築物等の整備方針

良好な居住環境を形成・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに、美しく統一感のある家並の街づくりを目指します。

## 【地区計画の区域】



## 【地区整備計画】



### 建築物等の用途の制限

次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建専用住宅
- 2 建築基準法施行令第130条の3の各号に定める兼用住宅
- 3 診療所（住宅を兼ねるものを含む）
- 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 5 集会所
- 6 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く）

### 壁面の位置の制限

建築物の外壁から、市道松尾御陵100号線道路及び市道松尾御陵101号線道路又はこれに接続する道路との交差点部分までの最低限度は、1.2mとする。

建築物の敷地面積の最低限度 140㎡

お問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-3505